二十二　整備法附則第二十三条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の十三第二項の規定により読み替えて適用する新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。

二十三　整備法附則第二十三条第三項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。

二十四　整備法附則第二十六条の規定により新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により同項の障害児入所給付費の支給を受けることができること。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○法務省令第五号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十条第二項及び商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月二十四日

法務大臣　小川　敏夫

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表盛岡地方法務局の部水沢支局の款大船渡出張所の項中「奥州市」を「大船渡市」に改める。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「川越支局」の下に「、熊谷支局、秩父支局」を加え、「本庄出張所」の下に「、飯能出張所」を加える。

第七条の二中「大月支局」の下に「、鰍沢支局、韮崎出張所及び吉田出張所」を加える。

第十五条中「草津出張所」の下に「、守山出張所」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年三月十九日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第二号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年二月二十四日

会計検査院長　重松　博之

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局財務検査第一課の事務分掌事項欄中「預金保険機構」の下に「、農水産業協同組合貯金保険機構」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一局財務検査第一課の事務分掌事項欄の規定は、平成二十四年二月十七日から適用する。

告　示

○総務省告示第三十八号

次の無線設備の機器は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条に規定する無線設備の機器の検定に合格したので、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月二十四日

総務大臣　川端　達夫

電波法第37条第1号の機器（周波数測定装置）			
合格者の氏名又は名称	機器の名称	機器の型式名	検定番号	型式検定合格の年月日
アンリツ株式会社	MF2412Cマイクロ波フリケンシカウンタ	WFM1ARC0.01／25.21－1Hz－1	W11001	平成23年4月12日

電波法第37条第2号の機器（船舶に設置する無線航行のためのレーダー）			
合格者の氏名又は名称	機器の名称	機器の型式名	検定番号	型式検定合格の年月日
東京計器株式会社	マリンレーダー	BR－2550－X27	R11004	平成23年5月13日
古野電気株式会社	船舶用レーダー	FAR－2127－5A	R11005	平成23年5月17日
古野電気株式会社	船舶用レーダー	FAR－2827－20AF	R11006	平成23年5月17日
古野電気株式会社	船舶用レーダー	FAR－2127－24AF	R11007	平成23年5月17日
古野電気株式会社	船舶用レーダー	FAR－2827W－24AF	R11008	平成23年5月17日
古野電気株式会社	船舶用レーダー	FAR－2117－12AF－MU17	R11009	平成23年5月17日

電波法第37条第4号の機器（デジタル選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器）			
合格者の氏名又は名称	機器の名称	機器の型式名	検定番号	型式検定合格の年月日
日本無線株式会社	JSS－2150形MF／HF無線装置	SHM4NM1.6065／4－75F1B・100F1B・75J3E・100J3E4／26.175－75F1B・150F1B・75J3E・150J3E245686／24568501－1	SH11001	平成23年4月12日

電波法第37条第4号の機器（デジタル選択呼出装置の機器）			
合格者の氏名又は名称	機器の名称	機器の型式名	検定番号	型式検定合格の年月日
日本無線株式会社	CMJ－2250形デジタル選択呼出装置	SAM4NM1－1	SA11001	平成23年4月12日

電波法第37条第4号の機器（デジタル選択呼出専用受信機の機器）			
合格者の氏名又は名称	機器の名称	機器の型式名	検定番号	型式検定合格の年月日
日本無線株式会社	CMJ－2250形デジタル選択呼出専用受信機	HRM4NM－1	HR11001	平成23年4月12日

電波法第37条第4号の機器（狭帯域直接印刷電信装置の機器）			
合格者の氏名又は名称	機器の名称	機器の型式名	検定番号	型式検定合格の年月日
日本無線株式会社	CMJ－2250形狭帯域直接印刷電信装置	SNS4NM－1	SN11001	平成23年4月12日